

様式第1の2（第4条の2関係）

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所（〒 - ）
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画

第1表による

担当経済産業局（注2） _____

第1表 10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考
事業者名（注3）		<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注4）		<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する （消費税を申告・納付されている方）
		<input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する （登録年月日） 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない （消費税を申告・納付されていない方）
法人番号/ インボイス発行事業者の登録 番号（注5）		
法人の代表者氏 名（注3）	役職	
	氏名	
法人の役員氏名 （注6）	役職	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名	
	役職	
	氏名	
	役職	
	氏名	
密接関係者（注7）		
事業者の住所（注3）		(〒 -)
発電設備の出力（kW） （注8）		<input type="checkbox"/> 条例に基づく 環境影響評価の 手続を実施中 <input type="checkbox"/> 屋根設置太陽 光発電設備に該 当
最大受電電力（kW） （注9）		<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者
パワーコンディショナーの自 立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)	
	<input type="checkbox"/> 無	
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 無	

	<input type="checkbox"/> 無		
電気事業者への電気供給量の計測方法（注14）			
系統接続に係る事項（注15）	接続契約締結日	年 月 日	
	接続契約締結先		
	工事費負担金（円[税抜き]）		
事業実施工程（注16）	設置工事開始予定日	年 月 日	
	系統連系予定日	年 月 日	
	運転開始予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	年 月 日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注17）	別紙のとおり		
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注18）			
解体等に要する費用（注19）	<input type="checkbox"/> 外部積立て（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		
補助金の受給額（円）（注20）			
自家消費・地域消費等計画（注21）	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年	
	自家消費等の量の見込み	kWh/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	kWh/年	
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無（注22）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

遵守事項 (注23)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注24)	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	<input type="checkbox"/>
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	<input type="checkbox"/>
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】(注25)	<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注26)	<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
当該太陽光発電設備(10kW以上20kW未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。)において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>	
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>	
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書の写し(対象となる規模に限る。)を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	<input type="checkbox"/>	
書類の種類	書類名	備考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注27)		
②印鑑証明書(注27)		
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注27)		
④土地の取得を証する書類等(注28)		
⑤建物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注29)		
⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)(注31)		
⑦建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)		
⑧使用前自己確認結果届出書の写し(屋根設		

置太陽光発電設備のみ) (注32)		
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注33)		
⑩発電設備の内容を証する書類(注34)		
⑪構造図(注25)(注26)		
⑫配線図(単線結線図)(注35)		
⑬接続の同意を証する書類の写し		
⑭最大受電電力を証する書類(注36)		
⑮事業実施体制図(注37)		
⑯関係法令手続状況報告書(注38)		
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類(処分が必要な場合)(注38)		
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等(注39)		
㉓説明会の開催に当たり周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類(注39)		
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類(注39)(注40)		

㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類(注39)		
㉖説明会における配布資料(注39)		
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類(注39)(注40)		
㉘説明会の議事録(注39)		
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答(注39)(注40)		
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書(注39)(注40)		
㉛補助金確定通知書(注41)		
㉜その他1		
㉝その他2		
㉞その他3(注42)		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者と同じ場合は、「申請者(提出者)と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)としての登録を受けた事業者該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録番号については、「T」(ローマ字)を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員(会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。)、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注7) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は様式第2、出力が50kW以上となる場合は様式第1により申請すること。
- (注9) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上

- 利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注10) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
 A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
 A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
 B：薄膜半導体を用いた太陽電池
 C：化合物半導体を用いた太陽電池
 変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
 太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注12) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
 Z：全量配線
 Y：余剰配線
- (注13) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注14) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注15) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注16) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注17) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
- (注18) 調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注19) 解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
- (注20) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注21) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注22) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
- (注23) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注24) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注25) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注26) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵扉がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注27) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注28) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注29) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注30) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注31) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号および交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注32) 認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注33) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注34) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
- (注35) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注36) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類

- を添付すること。
- (注37) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
 - (注38) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の状況が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
 - (注39) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
 - (注40) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
 - (注41) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
 - (注42) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。